

杉戸町都市公園 指定管理者募集要項

杉戸町 都市施設整備課

目 次

1	趣旨.....	2
2	対象の公園.....	2
3	指定管理者が行う管理の基準.....	2
4	指定管理者の業務等.....	2
5	指定管理期間.....	3
6	応募資格.....	3
7	グループによる応募.....	3
8	事前協議（並行運営）.....	4
9	応募手続.....	4
	（1）申請の方法.....	4
	（2）募集要項及び仕様書等の配布.....	4
	（3）現場説明会の実施.....	4
	（4）質問事項の受付.....	5
	（5）申請の受付期間.....	5
10	応募に関する留意事項.....	5
11	提出書類.....	6
	（1）指定管理者の指定申請関係書類.....	6
	（2）公園の施設管理運営に関する書類.....	6
	（3）提出部数.....	6
	（4）その他.....	6
12	選定までの手順.....	7
	（1）選定方法.....	7
	（2）選定基準.....	7
13	指定管理者の選定に当たっての審査項目及び配点.....	8
14	選定結果について.....	8
15	指定管理者の指定.....	9
16	協定の締結.....	9
17	リスク分担.....	9
18	今後のスケジュール（予定）.....	10
19	問合せ先.....	11
20	提出書類等一覧.....	11
	（1）提出書類.....	11
	（2）その他の様式.....	11

1 趣旨

都市公園は、自然、歴史、文化を活かしつつ、都市の緑とオープンスペースを確保し、町民のふれあい、休息、スポーツ・レクリエーション活動など、公共の福祉の増進を図ることを目的として設置した施設です。

杉戸町（以下「町」という。）では、町内の都市公園（以下「公園」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間の能力を活用し、公園利用者へのサービス向上や管理運営の経費縮減等を行うとともに、効果的かつ効率的な管理運営及び創意工夫のある管理運営の提案を広く募集します。

2 対象の公園

- ①倉松公園
- ②杉戸西近隣公園
- ③いずみ公園
- ④天神児童公園
- ⑤裏丁張児童公園
- ⑥長戸路児童公園
- ⑦前丁張児童公園
- ⑧東丁張児童公園
- ⑨後宿児童公園
- ⑩花水木公園
- ⑪上田児童公園
- ⑫中央児童公園
- ⑬与左エ門児童公園
- ⑭諏訪田児童公園
- ⑮清地児童公園
- ⑯屏風フットサルパーク
- ⑰深輪健康公園
- ⑱さくら公園
- ⑲深輪産業団地緑地帯

※公園の詳細は「杉戸町都市公園指定管理者業務仕様書」を参照して下さい。

3 指定管理者が行う管理の基準

- ①関係法令及び条例等の規程を遵守すること
 - ②公園利用者に対し、適切な支援を行うこと
 - ③公園の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
 - ④業務に関して取得した公園利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと
- なお、管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めること

4 指定管理者の業務等

- ①公園利用者への利便の提供に関する業務
- ②公園の設備及び物品等の維持管理並びに修繕に関する業務

- ③公園の設置目的にあった自主事業の実施に関する業務
- ④町長が施設等の運営及び管理上必要と認める業務
- ⑤有料公園施設の利用許可及び公園における行為許可に関する業務
- ⑥その他、仕様書に定める業務

5 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理業務を継続することが適当でない認められるときは、町は指定管理期間中であっても、指定管理者の指定を取消すことがあります。

6 応募資格

「杉戸町都市公園指定管理者」に応募できるのは、指定管理期間中、安定的に公園を管理運営する能力を有し、かつ公園の機能を効果的・効率的に発揮することのできる法人又は団体（以下「団体」という。）とし、個人の応募は受け付けません。

また、申請時において次の要件を満たす団体とします。申請から指定管理者の指定を受けるまでの間に、次のいずれかを満たさなくなった場合は、その資格を失うことになります。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと
- ③会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと
- ④町及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと
- ⑤国税、県税及び町税を滞納していないこと
- ⑥暴力団による不当な行為防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- ⑦地方自治法第92条の2（議員兼業の禁止）、第142条（長の兼任禁止、同条項を準用する場合を含む。）又は第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の事業禁止等）の規定に抵触しないこと
- ⑧施設管理の統括責任者（正規職員）を専任で配置できること
- ⑨施設等の設置目的を十分理解し、管理運営にあたっての知識や経験を有すること

7 グループによる応募

- ①複数の団体で構成したグループ（共同企業体等の連合体）として応募することができます。

ただし、単独に応募した団体がグループによる応募の構成団体となることや、同一団体が複数のグループの構成団体になることはできません。

- ②グループで応募する場合は、代表団体を定めて下さい。
- ③グループの各構成団体は、指定管理者業務の実施に伴い、第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として責任を負うものとし、各構成団体がこれらに合意した旨の「グループ協定書」（別紙4）を提出して下さい。

8 事前協議（並行運営）

施設の管理運営を円滑に移行するため、指定管理候補者選定時から令和7年3月末日までの期間を事前協議（並行運営）期間とします。

事前協議期間は、協定書締結のための協議期間とし、事務や事業の引継ぎを順次行うものとします。引継ぎにかかる費用は、指定管理者の負担とします。

なお、この事前協議（並行運営）は、令和7年4月1日から指定管理業務を円滑に遂行するため、極めて重要なものと考えており、協議への不参加及び協議を妨げる等の行為があった場合は、指定管理者の指定を取消すこともあります。

9 応募手続

（1）申請の方法

申請は、指定書類を都市施設整備課（杉戸町役場 本庁舎 1階）へ提出して下さい。
提出方法は、持参のみとします。

申請は、一申請者につき一提案に限るため、複数の提案はできません。

申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

（2）募集要項及び仕様書等の配布

令和6年7月24日（水）から

町ホームページ（<http://www.town.sugito.lg.jp/>）からダウンロードして下さい。

（3）現場説明会の実施

①日時 令和6年8月7日（水） 午前9時30分

②場所 杉戸町役場 第二庁舎 2階 第1、第2会議室

③スケジュール 9時30分～ 杉戸町役場（全体説明会）

10時30分～ 杉戸西近隣公園、天神児童公園、裏丁張児童公園、
長戸路児童公園、前丁張児童公園、東丁張児童公園、
後宿児童公園、花水木公園

13時00分～ 屏風フットサルパーク、深輪健康公園、いずみ公園、
さくら公園、深輪産業団地緑地帯、
倉松公園、諏訪田児童公園、与左エ門児童公園、
清地児童公園、中央児童公園、上田児童公園

※天候等の都合により日時を変更する場合があります。

④申込み

参加を希望する団体は、令和6年7月31日（水）午後5時までに、「現場説明会参加申込書」（別紙5）に必要事項を記入の上、都市施設整備課宛に電子メール（toshishisetsu@town.sugito.lg.jp）で送付して下さい。

⑤その他

当日は、本募集要項、仕様書等の資料を持参して下さい。

現地への移動手段は、参加者が用意して下さい。

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

①受付期間 令和6年8月7日（水）から8月9日（金）まで

②受付方法

「質問票」（別紙6）に必要事項を記入の上、都市施設整備課宛に電子メール（toshishisetsu@town.sugito.lg.jp）で送付して下さい。

なお、件名は「杉戸町指定管理者の質問について」とします。

③回答方法

質問事項及び回答を取りまとめ、令和6年8月21日（水）までに、随時、町ホームページで回答します。

なお、質問者名は公表しません。

(5) 申請の受付期間

令和6年8月26日（月）から9月25日（水）まで（土・日・祝日は除く）

午前9時から午後5時までとします。

10 応募に関する留意事項

①提出書類作成上の留意点

提出書類は、原則として全てA4判（印刷の向き：縦、文字方向：横書き）で作成し、縦型ファイルに左綴じで提出して下さい。

②関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守して下さい。

③応募内容の変更禁止

提出書類の内容は、町から申入れた場合を除き、提出後は変更できません。

④虚偽の記載をした場合の取扱い

虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、町は指定管理者の決定の公表上必要な場合は、応募書類等の内容が無償で使用できるものとします。

また、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

応募に必要な費用は、全て応募者の負担とします。

⑦接触の禁止

この募集に関係して、応募者及びその関係者が杉戸町指定管理候補者選定委員会の選定委員と接触することを禁止します。

接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

⑧資料の取扱い

町が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁止します。また、また、この検討の目的の範囲内であっても、町の許可なく第三者に対してこれを使用、又は内容を提示することを禁止します。

⑨提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報について、透明性を確保するため、町に対して情報公開請求があった場合や議会等から公開を求められた場合には、個人情報等を除き、提出書類を公開する場合があります。

⑩応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、「辞退届」（別紙 7）を提出して下さい。
なお、持参する際は、事前に都市施設整備課都市計画整備担当に連絡して下さい。

1 1 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を町に提出して下さい。

グループでの申請の場合は、グループに適切な名称を付けて申請して下さい。

また、町が必要と認める場合は提出書類に加えて追加資料の提出を求めることがあります。

（１）指定管理者の指定申請関係書類

- ①指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ②誓約書（別紙 3）
- ③グループ協定書（別紙 4）※グループによる応募の場合のみ
- ④定款、寄附行為、規約（就業規定、給与規定等）、その他これらに類するもの
- ⑤申請書を提出する日の属する事業年度（本年度）の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度（前年度）の事業報告書及び収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する経営状況のわかるもの
- ⑥法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）又は団体の設立趣旨、組織、事業内容等法人の概要がわかるもの
- ⑦法人税納税証明書及び消費税納税証明書（未納税額のない証明用）

（２）公園の施設管理運営に関する書類

- ①事業計画書（別紙 1）
※「1 3 指定管理者の選定に当たっての審査項目及び配点」を参考に提案して下さい。
- ②収支計画の考え方（別紙 2 - 1）
- ③収支計画書（別紙 2 - 2）

（３）提出部数

正本 1 部・副本 1 5 部

（４）その他

- ①金額の計上については、全て消費税及び地方消費税を含んだ金額とします。
なお、消費税及び地方消費税については、1 0 %で積算して下さい。
- ②提出書類の作成及び提出にかかる経費は、申請者の負担とします。

1 2 選定までの手順

(1) 選定方法

①町は、「杉戸町指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づき、「杉戸町指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。

指定管理候補者の選定は、プレゼンテーション方式による審査（以下「プレゼンテーション審査」という。）とし、委員会で審査します。

②応募者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に第1次審査として応募書類等の内容による選考を行い、第1次審査の結果は応募者全員に文書で通知します。

③プレゼンテーション審査は、令和6年10月21日を予定しています。

④申請者は、提出書類等によりプレゼンテーションを行うこととし、出席者は、企業又は団体の代表者を含めて3人までとします。

なお、プレゼンテーション審査でパソコンを使用する場合は、提案者がパソコンを持参し、町がプロジェクター及びスクリーンを用意します。

⑤委員会によるプレゼンテーション審査の報告を受け、第1候補者を選定し、町長が指定管理候補者を決定します。

⑥町は、第1候補者と細目協議を行います。

なお、第1候補者と協議が整わない場合、委員会において次点候補者を選考し、当該候補者と協議を行う場合もあります。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次の選定基準に基づいて行います。

①町民の平等・公平な使用の確保

ア) 施設の設置目的に適合した理念・運営方針を持っていること

イ) 施設の利用に関して公平性を維持する考えと方針を持っていること

②新たなサービスの創設など町民サービスの向上

ア) サービス向上を実現する具体的な計画があること

イ) 個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること

③経費の縮減など効率的な運営

ア) サービスの向上を図りつつ、利用者に公平・適正な利用料金を設定した運営計画を持っていること

イ) 公園利用者の増減による収支状況の改善に向けた計画があること

ウ) 経費縮減のための工夫がなされるなど、効率的な運営の仕組みを有すること

④町民への安定的な施設サービスの継続的提供

ア) 施設の管理及び事業の運営を行うに当たっては、十分な人的能力を有し、事業内容に適した職員が配置できること

イ) 施設及び類似施設の管理の実績があり、評価を得ていること

ウ) 施設管理手法及び維持管理体制が明確で、安全、安定的な施設管理ができること

エ) 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること

オ) 収支の計画が適正かつ実現可能であること

⑤安全管理の体制

安全管理の体制が整っていること

⑥その他

施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していると判断できること

1 3 指定管理者の選定に当たっての審査項目及び配点

審査項目		配点	審査内容
申請者の状況		30	①申請者の特徴・財務状況 ②同種事業の実績
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	50	①業務実施に当たっての管理運営方針 ②管理運営を行うに当たっての意欲
	サービスの提供体制	70	①職員等の体制 ②職員の確保、育成策 ③施設の就業に関する考え方
	サービスの質の確保と向上	80	①利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法 ②サービスの自己評価についての考え方 ③トラブルの未然防止と対応方法
	地域及び利用団体との連携	50	①地域及び利用団体との連携についての考え方と具体策 ②施設の利用に関して公平性を維持する考え方と方針
	施設の維持管理	70	①建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務等の維持管理体制 ②年間の事業計画 ③備品管理
	危機管理体制についての考え方	50	①防災対策及び非常災害時の対応策 ②日常の危機管理の方策（急病・緊急時） ③個人情報の取扱いや管理運営に係る情報公開についての考え方
経営に関する計画		100	①経営の確実性 ②経費の縮減の取組み ③運営経費の見積額とその考え方 ④自主事業計画
合計		500	

※最低制限点数は 60%です。公募により応募が 1 団体しかない場合でも、最低制限点数に満たない場合は、再度募集を行います。

1 4 選定結果について

選定結果は、応募者全員に文書で通知し、町ホームページで公表します。

1 5 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、町議会の議決を経た後、町長が指定します。

①指定管理候補者選定の段階で順位付けを行い、最上位となった第1候補者を指定管理者として、町議会に議案を提出します。

②町議会の議決を経るまでの間に、第1候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

第1候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合や指定後の事業の履行が確実でないと認められるときも同様となります。

第1候補者を指定管理者として指定しない場合、次点候補者と協議を行い、指定管理者として町議会に議案を提出します。

なお、町議会において議決を得られなかった場合、候補者は指定管理者とはなりません。

候補者を指定管理者として指定しなかった場合においも、当該指定管理に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等について、町は補償しません。

③指定管理者の指定を行ったときは、文書で通知するとともに、町広報紙及び町ホームページ等で公表します。

1 6 協定の締結

町議会の議決により指定管理者として指定された後に施設の管理運営に関し、指定管理者として業務を開始する前に、町長と指定管理者との間で、次のとおり協定書を締結します。

①基本協定書（指定の期間及び施設の管理運営の基本事項等に関すること）

②年度協定書（指定管理料の額、支払い時期及び支払い方法等に関すること）

1 7 リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	分担者		
		指定 管理者	町	協議
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等	○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加	○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税含む）率の変更		○	
	法人税・法人住民税の変更	○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		

リスクの種類	リスクの内容	分担者		
		指定 管理者	町	協議
管理運営 内容の変更	町の施策による期間中の変更		○	
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
町議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期	○		
需要変動	大規模な外的事由があるもの			○
	それ以外のもの	○		
管理運営の 中断・中止	町に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	それ以外のもの			○
公園及び施設の整備・ 改修並びに 高木剪定等	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	指定管理が新たに提案したもの、又は設置したもので1件当たり50万円以上のもの			○
	上記以外 のもの	○		
利用者等への 損害賠償	1件当たり50万円未満			○
	1件当たり50万円以上			○
	町に帰責事由があるもの		○	
指定管理者に帰責事由があるもの	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	町と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力	不可抗力による管理運営の中断			○

18 今後のスケジュール（予定）

募集要項及び仕様書の配布	令和6年7月24日（水）～
現場説明会参加申込	令和6年7月31日（水）午後5時まで
現場説明会	令和6年8月 7日（水）午前9時30分～
質問事項の受付	令和6年8月 7日（水）～8月 9日（金）
質問事項の回答	令和6年8月21日（水）までに随時回答
申請書類の受付	令和6年8月26日（月）～9月25日（水）
書類審査（必要に応じて）	令和6年9月下旬～10月上旬
プレゼンテーション審査	令和6年10月21日（月）
選定結果の通知	令和6年10月下旬
指定管理候補者の内定	令和6年10月下旬
町議会における議決	令和6年12月上旬
指定管理者の決定通知	令和6年12月上旬
協定書の締結	令和7年1月上旬
事前協議（並行運営）	令和7年1月下旬～3月
指定管理者業務開始	令和7年4月1日（火）～

19 問合せ先

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 都市施設整備課 都市計画整備担当（本庁舎1階）

Tel 0480-33-1111（内線374・375）

Fax 0480-33-2958

E-mail toshishisetsu@town.sugito.lg.jp

20 提出書類等一覧

（1）提出書類

	書類名称	様式
1	指定管理者指定申請書	様式第1号
2	誓約書	別紙3
3	グループ協定書 ※グループによる応募の場合	別紙4
4	定款、寄附行為、規約（就業規定、給与規定等）、その他これらに類するもの	任意様式 （グループの場合は構成員ごと）
5	事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する経営状況のわかるもの	
6	法人登記簿本（法人の場合に限る。）又は団体の設立趣旨、組織、事業内容等の概要がわかるもの	
7	法人税納税証明書及び消費税納税証明書 （未納税額のない証明用）	
8	事業計画書	別紙1
9	収支計画の考え方	別紙2-1
10	収支計画書	別紙2-2

（2）その他の様式

	書類名称	様式
11	現場説明会参加申込書	別紙5
12	質問票	別紙6
13	辞退届	別紙7

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

（あて先）杉戸町長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職・氏名

指定管理者の指定を受けたいので、杉戸町都市公園条例第 22 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設の名称

杉戸町都市公園

2 関係書類の名称

- （1）事業計画書（別紙 1）
- （2）収支計画の考え方（別紙 2－1）
- （3）収支計画書（別紙 2－2）
- （4）誓約書（別紙 3）
- （5）グループ協定書（別紙 4）※グループによる応募の場合
- （6）定款、寄附行為、規約等
- （7）事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等
- （8）法人登記謄本（法人の場合に限る。）等
- （9）法人税納税証明書及び消費税納税証明書（未納税額のない証明用）
- （10）その他町長が必要と認める書類

別紙 1

事業計画書

1 申請者の状況

指 定 管 理 す る 施 設	杉戸町都市公園	
団 体 名		
団 体 の 所 在 地	〒	
代 表 者 氏 名		
電 話 番 号		
フ ァ ッ ク ス 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
担 当 者 氏 名	所 属	氏 名

○同種事業の実績（原則として過去５年間を対象）

公共施設の維持管理業務の実績

施設名	所在地	受託期間

現在運営している施設等

施設名	所在地	運営開始年月日

２ 施設運営の考え方

①業務実施に当たっての管理運営方針

②管理運営を行うに当たっての意欲

３ サービスの提供体制

①職員等の体制

②職員の確保、育成策

③施設の就業に関する考え方

４ サービスの質の確保と向上

①利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法

②サービスの自己評価についての考え方

③トラブルの未然防止と対応方法

5 地域及び利用団体との連携

①地域及び利用団体との連携についての考え方と具体策

6 施設の維持管理

①建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務等の維持管理体制

②年間の事業計画

③備品管理

7 危機管理体制についての考え方

①防災対策及び非常災害時の対応策

②日常の危機管理の方策（急病・緊急時）

③個人情報の取扱いや管理運営に係る情報公開についての考え方

8 経営に関する計画

①経営の確実性

②経費の縮減の取組み

③運営経費の見積額とその考え方

④自主事業計画

収支計画の考え方

指定管理する施設	杉戸町都市公園
----------	---------

1 収入

項 目	積算の考え方や工夫した点
(例) 利用料金収入	

2 支出

項 目	積算の考え方や工夫した点
(例) 人件費	

(注) 欄の大きさは、適宜変更して下さい。

収支計画書

指定管理する施設	杉戸町都市公園
----------	---------

<収入>

単位：千円

項目（年度）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
指定管理収入					
利用料金					
自主事業収入					
その他収入					
合計					

<支出>

単位：千円

項目（年度）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
人件費					
光熱水費					
修繕費（注 4）					
管理費					
事務費					
自主事業経費					
予備費（注 4）					
合計					

（注 1）別紙「収支計画書（各項目説明）」を参考に項目ごとに金額を記載して下さい。

（注 2）項目が不足する場合は、追加して下さい。

（注 3）枠の大きさは適宜変更して差し支えありません。

（注 4）修繕費及び予備費は、指定管理者業務仕様書に定めている金額を記載して下さい。

別紙

収支計画書（各項目説明）

<収入>

項目	主な用途
指定管理収入	指定管理料
利用料金	利用料金
自主事業収入	自主事業にかかる収入
その他収入	その他収入

<支出>

項目	主な用途
人件費	現場に配置される職員等の経費 （社会保険料、労働保険料等の法定福利費を含む。） 常勤職員・パート・アルバイト・非常勤職員等
光熱水費	電気料・水道料等
修繕費	原則1件50万円未満の修繕
管理費	清掃費・植栽管理費等 消耗品・燃料費・原材料費等 手数料・保険料・負担金等 法定費用・保守点検費用等 使用料・賃借料等 備品費等
事務費	事務用消耗品等の事務経費 一般管理費※を含む。
自主事業経費	自主事業にかかる経費
予備費	今回の業務では避けられない予備的な経費

※一般管理費：施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社（本部）機能に係る経費

誓約書

当社が杉戸町都市公園の指定管理者に応募するにあたり、募集要項に掲げる応募の資格及び条件に該当する応募者であることを誓約いたします。

(あて先) 杉戸町長

令和 年 月 日

申請者 所在地
 名 称
 代表者職・氏名

⑩

指 定 管 理 す る 施 設	杉戸町都市公園
担 当 者 名	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

グループ協定書

杉戸町都市公園の指定管理者の募集にグループで申請するに当たり、グループ間で次の協定を締結します。

- 1 各構成員は、申請内容及び履行に関し連帯して責任を負うものとする。
- 2 各構成員は、杉戸町及び構成員の承認がなければ、指定管理業務の履行を完了する日まではグループを脱退しない。
- 3 構成員のうち指定管理業務の履行を完了する日前において、杉戸町及び他の構成員の承認を得て脱退するものがある場合においては、残存構成員が連帯して指定管理業務を履行する。
- 4 構成員のうちいずれかが指定管理業務の履行を完了する日前において解散した場合には、残存構成員が連帯して指定管理業務を履行する。

令和 年 月 日

指定管理する施設	杉戸町都市公園
----------	---------

グループ名

(グループ代表者)

所在地

名 称

代表者名

⑩

(グループ構成員)

所在地

名 称

代表者名

⑩

(グループ構成員)

所在地

名 称

代表者名

⑩

令和 年 月 日

(あて先) 杉戸町長

現場説明会参加申込書

現場説明会に下記のとおり参加します。

指 定 管 理 す る 施 設	杉戸町都市公園
団 体 名	
参 加 者 氏 名	
電 話 番 号	
フ ア ッ ク ス 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

令和 年 月 日

(あて先) 杉戸町長

質問票

指 定 管 理 す る 施 設	杉戸町都市公園
団 体 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

質 問 事 項	
質 問 内 容	

辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 杉戸町長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職・氏名

⑨

令和 年 月 日付け杉戸町都市公園の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

担 当 者 名	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	